

# 4月 各支所時間外業務を本庁に集約

各支所で取り扱っていた開庁時間外(月曜～金曜の夜間や土・日曜等)の「戸籍届出」、「住民票の写しの交付」を、4月1日から本庁に集約します(=下表参照)。 ※アクタ西宮ステーションは、従来どおり利用可

時間外取扱い業務	届出・交付場所	届出・交付時間	問合せ先 市外局番は「0798」
戸籍届出	市役所本庁舎	月曜～金曜…開庁時間外、土・日曜、祝・休日…全日	市民第1課 (35・3128)
住民票の写しの交付(※)	地下1階 衛生室	月曜～金曜…午後5時半～10時 土・日曜、祝・休日…午前9時～午後10時	市民第2課 (35・3105)

(※) 事前に電話で市民第2課、または市のホームページ(ページ番号:84584450)から申込が必要

**問 各支所** 鳴尾…0798・47・0101、瓦木…0798・67・5132、甲東…0798・51・2681、塩瀬…0797・61・0521、山口…078・904・0395

## 市立小・中・義務教育学校入学予定者へ 就学通知書を送付

教育委員会は、4月に市立小・中・義務教育学校に入学予定の幼児・児童の保護者に就学通知書を送付します。

同通知書は、住民基本台帳・就学申請書を基に作成しています。1月末までに届かない場合は、学事課へ連絡してください。また、次に該当する人で、まだ同課に届け出ていない人も連絡してください。

### ▷私立学校等へ入学する場合

入学許可書等を同課へ持参か郵送を(市立小学校卒業後、私立中学校等へ入学する場合は小学校へ提出を)

### ▷住民登録の住所と、現住所が異なる場合

(市外の小・中学校に入学する市外在住者で本市に住民登録をしている人も含む)

### ▷市内在住の外国籍の人で、新たに市立小・中・義務教育学校への入学を希望する場合

**問 学事課** (0798・35・3850)

## 令和2年度 軽自動車税(種別割)は 4月1日現在の登録状況で課税

各区分の税率については表1・2を参照。

区分	税率
原動機付自転車	50cc以下 2000円 90cc以下 2000円 125cc以下 2400円 ミニカー 3700円
小型特殊自動車	農耕用 2400円 その他 5900円
軽二輪	3600円
二輪の小型自動車	6000円

区分	税率①	税率②	重課税率
軽三輪自動車	3100円	3900円	4600円
軽四輪自動車	3000円	3800円	4500円
貨物・営業用	3000円	3800円	4500円
貨物・自家用	4000円	5000円	6000円
乗用・営業用	5500円	6900円	8200円
乗用・自家用	7200円	1万8000円	1万2900円

※平成27年(2015年)3月31日までに新車登録された車両は、重課税率が適用されるまで税率①を適用  
※平成27年(2015年)4月1日以降に新車登録された車両は、重課税率が適用されるまで税率②を適用  
※新車登録から13年を経過した車両(車検証の初度検査年月が平成19年(2007年)3月以前)は、重課税率を適用

平成31(2019)年度中に新車登録された軽四輪・軽三輪車のうち、排出ガス性能および燃費性能に優れた車両は、令和2(2020)年度の軽自動車税(種別割)が軽減されます。詳しくは市のホームページ(ページ番号:64885948)をご覧ください。

**問 税務管理課** (0798・35・3209)

### 幼児募集

## 県立こばと聴覚特別支援学校

県立こばと聴覚特別支援学校は、4月入学の幼児を募集します。同校は、聴覚に障害のある幼児の早期教育の学校です。募集内容は下記のとおり。

**【対象】** いずれも聴覚障害があり、保護者が付き添って通学することができる県下在住者▷保育相談部…4月1日時点で満1・2歳児▷幼稚部…4月1日時点で満3～5歳児

**【申込】** 1月27日～31日に電話かFAXで同学校

※入学希望者は1月31日までに要教育相談(要予約)

**【面接日】** 2月4日(火)

**問 県立こばと聴覚特別支援学校**  
(0798・53・5061 FAX 0798・53・5062)

## 令和元(2019)年分 確定申告のお知らせ

**問 西宮税務署** (0798・34・3930)

### ■申告書作成会場 事前予約不要

申告書作成会場は下記のとおりです。各会場へは公共交通機関のご利用を。西宮税務署の駐車場は2月3日～3月16日は利用できません。

アピアホール(阪急逆瀬川駅前「アピア1」5階)	
<b>【期間】</b> 2月5日(水)～21日(金)	<b>【受付時間】</b> 午前9時15分～午後3時半
<b>【対象】</b> 年金受給者、給与所得者、事業所得者など(土地・建物・株式等の譲渡、山林所得、贈与税および相続税の申告を除く)	
西宮商工会館(櫛塚町2-20)	
<b>【期間】</b> 2月13日(木)～3月16日(月)	<b>【受付時間】</b> 午前9時～午後4時
<b>【対象】</b> 年金受給者、給与所得者の還付申告者のみ(土地・建物・株式等の譲渡、山林所得、贈与税および相続税、住宅借入金等特別控除の申告を除く)	
西宮税務署	
<b>【期間】</b> 2月17日(月)～3月16日(月)	<b>【受付時間】</b> 午前9時～午後4時
<b>【対象】</b> 土地・建物・株式等の譲渡、山林所得、贈与税および相続税、住宅借入金等特別控除の申告など(西宮商工会館の対象者以外)	

※期間中は土・日曜、祝・休日を除く。西宮税務署は2月24日(月・休)、3月1日(日)も開場  
※混雑状況により受付終了時間を大幅に繰り上げる場合があります

### ■医療費控除について

平成29(2017)年分の確定申告から、領収書の提出が不要となり、新たに「医療費控除の明細書」の添付が義務化されています。申告会場へお越しの際は、作成した「医療費控除の明細書」を持参ください。

※「医療費控除の明細書」は医療を受けた人ごとに、病院などの支払先別に集計してください

※「医療費控除の明細書」は税務署および国税庁のホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/iryohikoujo2.htm)から入手することができます

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められた場合に提示または提出が必要)

### ■「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請書を提出した人へ

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出した人が確定申告を行うと、ワンストップ特例の適用がなくなります。確定申告を行う際は、ワンストップ特例を申請した寄附金についても申告する必要があります。

### 広告

## JR西宮駅南側 徒歩2分(国道2号線沿い)

### 借金問題 任意整理 自己破産 個人再生 過払金請求

- 過払金請求は、取引終了後10年で時効。お早めに!
- 借入の資料なしでもご相談ください!

### 相続 離婚 交通事故

その他、民事事件一般

◎相談料は何度でも無料! ●法律相談:夜間・休日対応可 ●予約受付:平日9時～17時

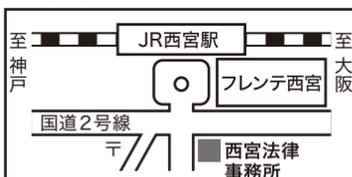
## 西宮法律事務所

西宮市松原町4番1号西宮ステーションビル302

電話番号 **0798-26-2726**

兵庫県 弁護士会所属 弁護士/芦原 健・弁護士/楠元 亨

ホームページ <http://www.nishinomiya-law.jp>



### 広告

## 家族葬の相談は公益社

無料 事前相談

5つのメリット

1. 想定した葬儀費用が明確になります。
2. イメージが具体的になります。

3. 式場の特徴や設備がわかります。
4. スタッフの対応が体感できます。
5. 会社の姿勢や雰囲気が確認できます。



公益社 『はじめての終活セット』無料プレゼント!!  
ご希望の方は下記までお電話ください(資料請求の受付は9時～17時)

お申込みお問合せ **0120-567-701** 24時間 365日受付

公益社 西宮山手会館

住所 西宮市城ヶ塚町1-40  
アクセス JR神戸線・阪神本線「西宮駅」徒歩約10分

公益社 甲子園口会館

住所 西宮市中島町16-15  
アクセス JR神戸線「甲子園口駅」徒歩約12分、  
阪急神戸線「西宮北口駅」徒歩約15分

公益社 KOEKISHA

9-0913